

通所介護

	基本報酬	入浴介助加算	サービス提供体制強化Ⅲ	※2 処遇改善加算Ⅰ	※3 特定処遇改善加算Ⅱ	※4 ベースアップ加算	昼食	おやつ	合計(日額)	科学的介護推進体制加算	生活機能向上連携加算
介護度1	655	40	6	41	7	8	550	101	1,408	40/月 + 3.2/月 ※2.3.4加算	※5 200/月 + 16/月 ※2.3.4加算
介護度2	773	40	6	48	8	9	550	101	1,535		
介護度3	896	40	6	55	9	10	550	101	1,668		
介護度4	1,018	40	6	62	11	12	550	101	1,800		
介護度5	1,142	40	6	70	12	13	550	101	1,934		

予防介護・日常生活支援総合事業(従来型)通所サービスA6

×月の利用回数分

介護度	基本利用料(月額)	入浴介助加算(基本料金に含)	サービス提供体制強化Ⅲ	※処遇改善加算Ⅰ	※特定処遇改善加算Ⅱ	※ベースアップ等加算	科学的介護推進体制加算	生活機能向上連携加算	合計(月額)	昼食	おやつ
要支援1	1,672	/	24	113	19	21	40	※4 200/月	1,889	550	101
要支援2	3,428		24	216	37	40	40		3,785	550	101

総合事業(予防従来型)と要支援の方は月額制となっていますので基本料金 + 利用回数 × 食費(651)を足した額が月の利用料になります。

予防介護・日常生活支援総合事業(緩和型)通所サービスA8(緩和型A8サービスは加算項目はありません)

総合事業	基本利用料(1回)	入浴	昼食	おやつ	合計(日額)
要介護認定なし又は要支援状態の方	350	※緩和型は入浴なしとなります。	550	101	1,001

※1 サービス提供体制加算Ⅲ ⇒ 前年度の4月～2月間で介護職員の総数(常勤換算)のうち勤続年数7年以上の総数(常勤換算)が30%以上のため算定となります。

※2 処遇改善加算Ⅰ ⇒ 介護報酬単位(昼食代、おやつ代除く)合計数の5.9%となります。

※3 特定処遇改善加算Ⅱ ⇒ 介護報酬単位(昼食代、おやつ代除く)合計数の1.0%となります。

※4 処遇改善ベースアップ等加算 ⇒ 介護報酬単位(昼食代、おやつ代除く)合計数の1.1%となります。

※5 生活機能向上連携加算 ⇒ リハビリ加算となり、個別メニューのリハビリが受けられます。月額200円の負担がかかります。(個別りはビリを希望された方のみ加算算定)